

一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会 コンプライアンス規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会（以下「当法人」という。）のコンプライアンスに係る体制構築及び推進のために必要な事項を定めることにより、当法人における法令等の遵守を確保し、もって当法人の社会的信頼の確保及び事業の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス 業務上の運営及び行為における法令等の遵守をいう。
- (2) 法令等 適用のある法令、行政上の通達、指針等（外国におけるものを含む。）、及び当法人の規程等並びに当法人に要請される社会的規範その他の倫理規範をいう。
- (3) 当法人の規程 当法人の定款及び規程その他の内規をいう。
- (4) 役職員 当法人の理事及び監事並びに職員をいう。
- (5) 受託事業者等 契約等に基づいて当法人の業務運営及び行為を実施する者をいう。

第 2 章 コンプライアンス委員会

(委員会の設置)

第 3 条 コンプライアンスに係る体制構築及び推進を図るため、会長は、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、事務総長をもって充てる。委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、事務局長がその職務を代行する。
- 3 委員は、事務局長、各部長及び総務課長から構成する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、議事に關係を有する者又は専門的な知見を有する者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(職務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について検討、審議又は実施することをその職務とする。

- (1) コンプライアンスに関する基本方針の策定に関すること
 - (2) コンプライアンスに関する計画（教育及び研修に関するものを含む。）の策定及び実施状況の確認に関すること
 - (3) 重大なコンプライアンス違反に対する調査及び再発防止策の提言に関すること
 - (4) 前号の再発防止策の実施状況の確認に関すること
 - (5) その他コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進に関すること
- 2 事務総長は、前項第3号及び第4号に規定する事項その他理事会への報告が必要と考えられる事項について、理事会に報告する。
- 3 役職員は、委員会が、その職務に関連して協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をしなければならない。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、必要に応じて開催する。

第3章 コンプライアンスの推進

(事務局におけるコンプライアンスの統括及び推進)

第7条 当法人の事務局におけるコンプライアンスの統括及び推進のため、事務局にコンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

- 2 推進責任者は、事務局長とする。
- 3 推進責任者は、事務局のコンプライアンス業務を推進するため、各部の部長をコンプライアンス推進担当者（以下「推進担当者」という。）に指名する。
- 4 推進責任者は、当法人の事務局におけるコンプライアンスに係る体制の構築に関する業務を実施する。
- 5 推進担当者は、当法人の事務局におけるコンプライアンスの推進に関する業務を実施する。

(職務)

第8条 総務課においては、次に掲げるコンプライアンスに係る体制の構築及び推進に関することをその職務とする。

- (1) コンプライアンスに関する計画の実施に関すること
- (2) コンプライアンスに関する相談・通報の対応に関すること
- (3) その他コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進について必要な事項に関すること

(役職員の責務)

- 第9条 役職員は、常に、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、当法人に対する社会からの期待に適う、公平かつ公正な業務遂行に努めなければならない。
- 2 役職員は、常に、コンプライアンスに違反する行為を自ら行ってはならず、また、他者との間でコンプライアンスに違反する行為を共謀、指示、支援、帮助、教唆、示唆又は黙認する行為を行ってはならない。
- 3 役職員は、次に掲げる場合であっても、コンプライアンスの違反となることにつき何ら影響がないことを理解するとともに、常に、コンプライアンスの違反を未然に防止し、また、コンプライアンスの違反を誘発する要因を取り除くよう努めなければならない。
- (1) 法令等を知らなかった場合
 - (2) 法令等に違反することにつき、故意又は重大な過失がなかった場合
 - (3) 当法人の利益を図る目的で行った場合
 - (4) 第三者の誘いを断ることができなかつた場合
- 4 役職員は、受託事業者等が、常に、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、当法人に対する社会からの期待に適う、公平かつ公正な業務遂行をするように、受託事業者等を管理及び監督しなければならない。

(通報)

- 第10条 役職員は、他の構成員がコンプライアンスに違反する行為を行っていることを知った場合又は適切な措置をとらないためにコンプライアンスに違反する事態を招くおそれが生じた場合は、当法人の規程に従い、速やかにその事実を通報しなければならない。
- 2 役職員は、自らの行為がコンプライアンスに違反するかどうか判断に迷う場合又はコンプライアンス違反となるおそれのある行為を要求された場合には、推進責任者又は推進担当者に事前に照会、確認しなければならない。
- 3 役職員は、前項において、緊急を要する場合、適切な通信手段がない場合など、前項に定める照会等が困難であった場合は、事後速やかに推進責任者又は推進担当者に報告しなければならない。

(評議員の責務等)

- 第11条 当法人の評議員は、その職務の遂行に際して、この規程の定め及びその趣旨を理解し、遵守・尊重しなければならない。

(コンプライアンスのための教育)

第12条 当法人は、必要に応じて役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行うものとする。

第4章 雜 則

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第14条 コンプライアンスに係る体制及び推進に関して必要な事項は、この規程に定めるもののほか、事務総長が定める。

附 則

この規程は、令和7年8月7日から施行する。